

2027 年度 中央大学杉並高等学校 国語科 特任講師 募集要項

1. 職種、募集教科及び人数

特任講師（契約期間：2027 年 4 月 1 日より 2028 年 3 月 31 日まで） 国語科 1 名

※特任講師は、週 5 日勤務、学年業務あり、クラス担任なし、クラブ顧問あり

2. 応募資格

(ア)中央大学の附属の高等学校での教育に関心と意欲のある者

(イ)4 年制大学卒業以上の者、または 2027 年 3 月卒業見込みの者

(ウ)高等学校教諭免許状（国語）を取得した者、または 2027 年 3 月迄に取得見込みの者

(エ)古典（古文・漢文）の授業を担当できる者

3. 採用年月日

2027 年 4 月 1 日付 ※試用期間：入職後 3 カ月

4. 勤務条件等

(ア) 給与・待遇

年俸制（学校法人中央大学「高等学校特任講師に関する規定」による）

交通費：実費支給（学校法人中央大学「高等学校教員給与規則」による）

契約期間：2027 年 4 月 1 日より 2028 年 3 月 31 日まで

(イ) 就業時間（休憩時間含む）

8 時 30 分～17 時 15 分 ※一年単位の変形労働時間制

(ウ) 休日

日曜日、祝日、創立記念日 他

(エ) 社会保険

各種完備

(オ) 勤務地

私立中央大学杉並高等学校（学校法人中央大学の設置する全日制課程普通科共学校 2 5 学級）

〒167-0035 東京都杉並区今川 2-7-1 （アクセス）<https://chusugi.jp/access/>

(カ) 受動喫煙防止措置の状況

敷地内全面禁煙

5. 応募書類

(ア) 履歴書（本校指定書式）

公式サイト https://chusugi.jp/wp-content/uploads/2024/09/recruit_career.pdf より『履歴書・自己紹介書』をダウンロードし、プリントアウトした用紙を使用のこと（本人自筆）。

(イ) 大学卒業証明書、または卒業見込証明書（大学院修了者は加えて修了証明書、在学者は修了見込証明書）

(ウ) 大学成績証明書（大学院修了者は加えて大学院成績証明書、在学者は単位修得見込証明書）

(エ) 教員免許状の写し、または教員免許状取得見込証明書

※2022 年 7 月以前に教員免許状が失効している方については、2022 年 7 月 1 日以降に各都道府県教育 委員会にて再授与申請手続きを行い、再授与を受けた教員免許状の写しをご提出ください。再授与申請手続きの詳細については各都道府県教育委員会のホームページ等でご確認ください。

(オ) 既発表論文の概要または最終学歴における学位論文の概要 (A4 版 2000 字程度、表紙をつけること。業績一覧を添付できる場合は、添付すること)

<注>

- ・応募書類は返却いたしません。返却を希望する場合は、返送用レターパック (宛先明記) を同封してください。
- ・応募書類に含まれる個人情報は、本選考以外の目的には使用せず、また、選考終了後、所定の方法 (溶解) にて本校が責任を持って処理いたします。

6. 応募方法

(1) エントリーフォームへ登録

右の QR コードを読み込み、必要な情報をご登録ください。

QR コードが読み込めない場合は、以下の URL よりご記入ください。

<https://forms.gle/rmecT2pNfFQuYVFf9>



(2) 上記応募書類 (ア) ~ (オ) を簡易書留 (レターパックの使用可) にて本校事務室宛に郵送
宛名面に「国語科教員応募書類在中」と朱書してください。

7. 募集締め切り

2026 年 10 月 17 日 (土) 消印有効

(エントリーフォームの登録締め切りは、同日 23:59 まで)

8. 選考方法

(1) 一次選考 (書類審査)

選考結果は 10 月 23 日 (金) にメールで通知します。

(2) 二次選考 (筆記試験)

10 月 31 日 (土) に本校にて実施し、11 月 2 日 (月) に選考結果をメールで通知します。

(3) 三次選考 (模擬授業および面接)

11 月 21 日 (土) に本校にて実施し、11 月 24 日 (火) に選考結果をメールで通知します。

※選考結果は、エントリーフォームにてご入力いただいたメールアドレスに連絡いたします。@g.chuo-u.ac.jp からのメールを受信できるように設定してください。

9. 問い合わせ先

メールでお問合せください: koubo_j@chusugi.jp

10. 特記事項

- ・本業務へ従事するに当たっては、2026 年 12 月 25 日に施行の学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律 (令和 6 年法律第 69 号。以下「こども性暴力防止法」といいます。) に基づき、特定性犯罪の前科の有無を確認するための犯罪事実確認が必要となります。
- ・特定性犯罪の前科がある場合 (特定性犯罪事実該当者の場合) は、こども性暴力防止法に基づき、本業務に従事

させないこと等の措置を講じる必要があるため、当法人の採用条件の一つとして、特定性犯罪の前科がないことを求めることとしています。

- ・このため、予め、採用選考過程において、誓約書や履歴書等により、特定性犯罪の前科の有無を確認いたします。